

議案第 8 号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例（平成 17 年愛西市条例第 58 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）（2）の項中「特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所」を「屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。）」に、「530,000円」

を「570,000円」に、

「	特定屋外タンク貯蔵所	1基	830,000円
		1基	1,010,000円
		1基	1,120,000円
		1基	1,420,000円
		1基	1,660,000円
		1基	3,880,000円
		1基	5,100,000円

を

	1基	6,290,000円
--	----	------------

特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）を除く。）	1基	880,000円
	1基	1,070,000円
	1基	1,200,000円
	1基	1,520,000円
	1基	1,780,000円
	1基	4,070,000円
	1基	5,340,000円
	1基	6,490,000円

に、「1,130,000円」

を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、

円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同表(2)(6)の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同表(2)(7)の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。